

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	受水槽給水装置更新 （日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和7年5月1日	ダイダン株式会社 （広島県広島市中区加古町2番 22号）	3,000,000円	当該設備機器の導入業者であり、 社屋の給排水設備等の知識に明るい 唯一の業者であるため。（日本赤十字 社会計規則第36条第4項）	
2	低温作業台の整備 （島根県赤十字血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和7年5月12日	株式会社大同工業所 （大阪府東大阪市楠根一丁目6 番45号）	1,585,100円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れであるため。（日本赤十字 社会計規則第36条第5項及び同規則 施行細則第35条第2項）	
3	自動火災報知・非常放送設備 部品交換 （日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和7年5月26日	合同産業株式会社 （広島県広島市中区大手町二丁 目7番10号）	1,617,000円	同設備の構造に詳しい管理業者の窓 口となる唯一の業者であるため。（日 本赤十字社会計規則第36条第4項）	
4	車載発電機の整備 （島根県赤十字血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和7年5月29日	株式会社ヤマト 松江支店 （島根県松江市東津田町1298- 3）	1,419,000円	県内唯一の機器メーカー業者の正規 代理店であり、整備・保守等に円滑 に対応できる唯一の業者であるた め。（日本赤十字社会計規則第36条第 4項）	